

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月11日
【報告者の氏名又は名称】	JWDホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	JWDホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、JWDホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本風力開発株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

日本風力開発株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- () 平成19年6月25日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- () 平成21年6月23日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成22年10月14日から平成32年10月13日までとされているもの。以下「第5回新株予約権」といいます。）
- () 平成21年6月23日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成24年1月30日から平成31年1月29日までとされているもの。以下「第6回新株予約権」といいます。）
- () 平成26年2月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成26年3月3日から平成28年3月2日までとされているもの。以下「第7回新株予約権」といいます。）
- () 平成26年2月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成26年3月3日から平成28年3月2日までとされているもの。以下「第8回新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成27年3月24日（火曜日）から平成27年5月8日（金曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,198,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（12,671,140株）が買付予定数の下限（11,198,400株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年5月11日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	12,671,140（株）	12,671,140（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	12,671,140	12,671,140
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	126,711
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(g)	159,161
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	67.55

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年11月12日に提出した第16期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者の発行している全ての普通株式及び全ての新株予約権を公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成27年2月12日に提出した「平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(16,006,000株)に、対象者が平成26年6月20日に提出した第15期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第4回新株予約権(1,162個)、第5回新株予約権(10個)、第6回新株予約権(954個)、及び第8回新株予約権(17,500個)並びに対象者が平成26年12月1日付けで公表した「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に関するお知らせ」に記載された第7回新株予約権(7,905個)の目的となる対象者普通株式数(合計2,753,100株)を加算した数(18,759,100株)に係る議決権の数(187,591個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(g)」として計算しております。なお、対象者によれば、第4回新株予約権(1,162個)、第5回新株予約権(10個)、第6回新株予約権(954個)、第7回新株予約権(7,905個)及び第8回新株予約権(17,500個)の数は、平成26年12月31日現在では変動はなかったとのことです。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以 上